

24町政聴要第436号の2
2024年10月28日

東京都立町田の丘学園
PTA統括会長 大町 真基子 様

町田市長 石阪丈一



「障がい児（者）福祉に関する要望書」について

いつも、市政にご協力いただき、ありがとうございます。

2024年9月18日に受付いたしましたご要望にお答えします。

1-①について

重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の不足について、町田市では、「町田市障がい者プラン21-26（後期計画）」の重点施策6で「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」を掲げ、重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、重い障がいがある人の日中活動の場の確保に向けた検討を進めています。

また、生活介護事業所の拡充については、町田市内で事業を行っている事業者に対して利用者のニーズを共有し、新規開設を促しており、2024年度は8月末までの間に、新規開設が3か所ありました。

引き続き、生活介護事業所の拡充に向けて取り組みを進めてまいります。

1-②について

各事業所には、運営に要する経費として「障害者日中活動系サービス推進費」を東京都が補助しております。今後も、事業主体である東京都に対し、補助の増額を要望してまいります。

なお、送迎の実施や自己負担については、各事業所の考えに基づくものと認識しております。

2について

重い障がいがある人が利用できるグループホームの不足については、ホー

ムページ等において新規開設を促しているほか、事業所の開設相談時に地域ニーズや利用ニーズが高いことなどを事業者に伝え、重い障がいがある人が利用できる事業所の増加に努めています。

2023年度中には、新規開設が1か所、定員増のグループホームが1か所あり、2024年度も8月末までに新規開設が1か所、定員増が2か所ありました。引き続き、障がい当事者とご家族の希望に応じた地域で生活ができるよう、グループホームをはじめとした障がい者支援施設の基盤整備に努めてまいります。

今後、厚生労働省の「入所施設のあり方に関する調査研究」に基づく調査があった場合には、適切に対応してまいります。

3について

日常生活用具の支給要件や基準額につきましては、国や近隣市の動向を注視しながら検討しております。

しかし、紙おむつの支給については、自律的排泄や、便意の意思表示が困難で、紙おむつでしか対応できない状態にある方が対象であり、訓練によりトイレが使用できる方は対象外となりますので、紙おむつと住宅改修の併用は現時点では考えておりません。

なお、物価高への対応については、障がいの有無に関わらず、国民全体に係る問題であることから、国の施策である低所得者への給付金事業等で対応するものと認識しております。

4について

・障がいのある子どもに対応した各科の医療機関を町田市内に設置する予定はございませんが、障がいのあるお子様とご家族が安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などを行い、合理的配慮への理解を求めてまいります。

・障がい者歯科診療所は、障がいがある方や要介護高齢者の方など、一般の歯科診療所で診療を受けにくい方を対象に診療を行っています。2024年4月には、診療日数を週2日から週3日に見直しをさせていただき、これまでと比べて予約が取りやすい状況となりました。今後も引き続き、受診しやすい環境を整えていきたいと考えております。

・町田市民病院は、成人移行期の患者に関わらず、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携しながら、救急医療・急性期医療を提供しています。急性期医療を必要とする患者を受け入れ、症状の落ち着いた患者については、

引き続き地域の医療機関へ紹介し、連携と役割分担に努めてまいります。

5について

高校生等医療費助成制度における所得制限については、2025年4月から撤廃いたします。

また、心身障害者（児）医療費助成は、所得が低いために必要な診療を十分に受けることができない65歳未満の重度の障がい者に対し、その費用の一部を公費で負担することにより障がい者の受診状況の改善を行い、健康の増進を図る制度です。本制度は、東京都が実施主体の制度であるため、所得制限撤廃のご意見については東京都の担当部署へ伝えてまいります。

6について

・市では、障がいがある方、高齢者、妊産婦などの要配慮者が、避難施設で安心して生活できるよう平時から地域の方々とともに開設訓練を重ね、被災地からの情報収集等を通じて、備蓄物資についても見直しを行うなど、丁寧な対応に努めております。

また、災害時に自ら避難することが困難な障がいがある方などの避難行動要支援者一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した個別避難計画の作成に取り組んでいます。個別避難計画の作成の中で、必要な物資についても把握しております。2024年度は鶴川地区をモデル地区として作成を開始しており、今後、全地域に作成対象を拡大してまいりますので、対象の方は積極的な作成をお願いいたします。

・個別避難計画作成の取り組みの中で、アレルギー対応のアルファ化米や乳幼児用粉ミルク、咀嚼のしやすいクリームビスケットを備蓄物資に加えるなど、要配慮者も安心して食事ができるユニバーサルデザインフードへの切り替えを進めています。機器においては、人工呼吸器等のバッテリー充電にも使用できる大型の非常用発電機の設置や、マンホールトイレなどの設備面の充実も併せて行っております。このように、避難生活に必要な物資につきましては、地域の身近な避難施設に備蓄してまいります。

避難施設の備蓄物資については、避難者の特性に応じ、今後も検討を重ね順次整備してまいりますが、備蓄物資の中でも特に個別性の高い備蓄品については、万一の災害に備えて各ご家庭でご準備いただきますようお願いいたします。

・在宅避難の支援に向けては、SNS等を活用して支援情報を発信するなど、支援情報を受けやすくなる環境整備を引き続き行ってまいります。

また、市の災害活動ポータルサイト「まちだ防災カレッジ」では、在宅避難をテーマとした取り組みや、個人やご家庭で気軽に学べる防災講座の紹介などを行っております。

7について

- ・緊急一時保護事業は、病気や急を要する葬祭等により障がい児・者の介護者が不在になる場合に、施設等で一時的に保護する事業です。緊急時に円滑に対応できる体制の構築を検討してまいります。
- ・短期入所事業については、グループホーム等の開設相談があった際に、短期入所施設の利用ニーズが高いことを伝え、短期入所施設の併設の勧奨も引き続き行ってまいります。2023年度は短期入所の開設相談が3件あり、そのうち1件は2023年度中に新規開設しました。
- ・障がい者支援センター間の情報共有については、相談対応に格差が生じないよう、毎月開催する「障がい者支援センター連絡会」等において適宜情報共有を行い、各センターの職員のスキルの向上に努めております。今後もこのような取り組みを継続してまいります。

8について

日中一時支援事業につきましては、従前から市内で先駆的に日中一時支援事業を実施してきた特定非営利活動法人「地域であたりまえに育つ営みを支援する会」に経費の一部を補助しております。

そのほかに、平日の退所後も利用できる余暇活動の支援については、例えば、ヘルパーの利用による家庭内での食事の準備や入浴などを行う居宅介護サービスや、将来の自立に向けた生活支援として、短期入所サービスがあります。ほかにも、散歩や買い物などの余暇を支援する移動支援サービスがあります。これらの取組は、卒業後の余暇活動の支援につながるものと認識しています。

移動支援サービスの改善につきましては、利用しやすさの向上のために必要な福祉人材の不足が課題であると認識しております。「町田市障がい者プラン21-26（後期計画）」において、障がい福祉人材の確保を重点施策に掲げており、将来の福祉人材の確保に向けて若者に対して障がい福祉の分野に关心を持ってもらう取組を実施しております。

地域ニーズの把握と反映につきましては、今後も、障がいがある方ご本人やご家族、事業者との懇談会等による意見交換を継続していくほか、「町田市障がい者施策推進協議会」における多様な関係者を交えた議論等を通じて、

ニーズの把握及び施策への反映に努めてまいります。

9について

市内には現在30か所の相談支援事業所があり、そのうち障害児相談支援事業を行う事業所は18事業所ありますが、さらなる拡充が必要であると認識しております。

障害福祉サービスを提供する事業所に対して、「相談支援事業」に取り組んでいただけけるよう引き続き勧奨してまいります。

10について

防犯カメラの設置は、虐待や犯罪の抑止効果や事故防止の効果がある一方で、プライバシーへの配慮を十分に考慮する必要があります。設置の如何については、これらを総合的に勘案した上で、各事業者が判断するものと認識しております。

障がい者施設等における障がい者虐待防止については、障がい当事者及び保護者の方々が安心して過ごせるよう、事業所等への周知啓発や指導等に引き続き取り組んでまいります。

なお、ご意見については、障害福祉サービス事業所の指定権者である東京都の担当部署へ伝えてまいります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。